

○大分県県有財産規則

昭和三十九年三月三十一日

大分県規則第二十八号

改正

昭和四三年三月二九日規則第二〇号

昭和四三年七月二六日規則第六一号

昭和四四年三月三一日規則第一六号

昭和四四年九月一二日規則第四五号

昭和四五年九月二九日規則第五七号

昭和四六年四月九日規則第三一号

昭和四八年一〇月二日規則第七二号

昭和五〇年一月七日規則第六二号

昭和六三年四月一日規則第一六号

平成元年一月二五日規則第二号

平成四年四月一日規則第三四号

平成七年二月二〇日規則第一三号

平成九年二月二八日規則第七号

平成一四年一月一日規則第八三号

平成一六年一二月二八日規則第八七号

平成一七年一〇月一日規則第一二〇号

平成一九年五月一日規則第四九号

平成一九年一二月二六日規則第八九号

平成二二年四月一日規則第四九号

平成二三年一月二八日規則第二号

平成二三年四月一日規則第一七号

平成二四年三月二三日規則第一〇号

平成二七年五月一日規則第四八号

平成二八年三月三一日規則第二七号

平成二九年四月一日規則第四四号

平成三〇年三月三〇日規則第二九号

令和二年三月一九日規則第一三号

令和二年三月三一日規則第二二号

令和三年三月三十一日規則第三七号
令和三年二月一七日規則第九四号

大分県国有財産規則をここに公布する。

大分県国有財産規則

目次

第一章	総則（第一条―第九条）
第二章	取得（第十条―第十七条）
第三章	管理（第十八条―第四十二条）
第四章	処分（第四十三条―第五十条）
附則	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、別に定めのあるものを除くほか、国有財産の取得、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 国有財産 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。
- 二 部局長 大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）に定める部その他の内部組織、議世事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の長、警察本部長、教育長並びに会計管理局长をいう。
- 三 課長 大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）第三条第一項及び第三条の二第二項に定める各課（所及び室を含む。）の長をいう。
- 四 出先機関の長 大分県行政組織規則第四十七条第一項に定める地方機関の長をいう。
- 五 企業管理者 公営企業及び病院事業の管理者をいう。
- 六 所管換え 部局長の間において、その所管する国有財産の管理を移すことをいう。
- 七 所属換え 同一部局長所管内に二以上の課がある場合に、一つの課に所属する国有財産を他の課の所属に移すことをいう。
- 八 移管 部局長と企業管理者との間において、その所管する国有財産の管理を移すことをいう。

(昭四三規則二〇・昭四三規則六一・昭四六規則三一・昭四八規則七二・昭六三規則一六・平四規則三四・平一六規則八七・平一九規則四九・平二一規則四九・平二三規則二・平二七規則四八・平二九規則四四・令二規則二二・一部改正)

(事務の分掌)

第三条 部局長は、当該部局において事務及び事業に供する行政財産の取得及び管理に関する事務を行なわなければならない。

2 二以上の部局の所管に係る行政財産については、知事が指定する部局長が当該財産の取得及び管理に関する事務を行なうものとする。

3 総務部長は、普通財産の取得、管理及び処分に関する事務を行なわなければならない。ただし、知事が当該財産の取得、管理及び処分に関する事務を総務部長において分掌することが、技術その他の関係から不相当と認めたときは、当該財産を所管する部局長が当該財産の取得、管理及び処分に関する事務を行なうものとする。

4 部局長は、その所管に属する県有財産の取得、管理及び処分に関する事務を当該財産に関する事務又は事業を担当する課長に分掌させるものとする。

5 課長は、その分掌する県有財産の取得及び管理に関する事務を当該財産に係る出先機関の長に分掌させるものとする。

(昭四三規則六一・昭四四規則一六・昭四八規則七二・平一九規則四九・一部改正)

(総括事務)

第四条 総務部長は、県有財産の取得、管理及び処分について、その効率的運用を図るため、その事務を総括し、現状を明らかにし、必要な調整をしなければならない。

2 総務部長は、県有財産に関し必要があるときは、部局長に対し、県有財産の状況に関する資料の提出若しくは報告を求め、実地調査を行ない、又は用途の変更、用途の廃止、所管換え、所属換えその他必要な処置を求めることができる。

(昭四四規則一六・昭四八規則七二・平一九規則四九・一部改正)

(所管換え)

第五条 部局長は、県有財産の所管換えを受けようとするときは、関係部局長の同意を得て、その所管換えを必要とする理由その他必要事項を記載して知事の決裁を受けなければならない。

2 所管換えにより財産の引継ぎをするときは、県有財産引継書(第一号様式)によりそれぞれの部局長の命じた職員が実地に立会いのうえこれをしなければならぬ。

(所属換え)

第六条 課長は、県有財産の所属換えを受けようとするときは、関係課長の同意を得て、その所属換えを必要とする理由その他必要事項を記載して知事の決裁を受けなければならない。

2 所属換えにより財産の引継ぎをするときは、県有財産引継書によりそれぞれの課長の命じた職員が実地に立会いのうえこれをしなければならない。

（移管）

第六条の二 部局長は、県有財産の移管をし、又は移管を受けようとするときは、企業管理者の同意を得て、その移管を必要とする理由その他必要事項を記載して知事の決裁を受けなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（平二三規則二・追加）

（異なる会計間の所管換え等）

第七条 県有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換え若しくは所属換えをし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、県有財産の移管をする場合について準用する。

（平二三規則二・一部改正）

（行政財産の用途廃止による引継ぎ）

第八条 部局長は、行政財産の用途を廃止して普通財産に編入したときは、当該財産を総務部長に引き継ぐものとする。ただし、第三条第三項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

（昭四四規則一六・昭四八規則七二・平一九規則四九・一部改正）

（合議）

第九条 次の各号に掲げる場合には、部局長は、総務部長に合議しなければならない。ただし、合議の必要がないものとして総務部長が別に定めるものについては、この限りでない。

- 一 県有財産を取得しようとするとき。
- 二 普通財産を行政財産にしようとするとき。
- 三 行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするとき。
- 四 行政財産の所管換え又は所属換えを受けようとするとき。
- 五 県有財産の移管をし、又は移管を受けようとするとき。

六 行政財産である建物、船舶、航空機及び浮棧橋並びにこれらの従物を改築（造）し、又は移築しようとするとき。

七 行政財産の使用を許可しようとするとき。

八 普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに権利を設定しようとするとき。

九 行政財産を貸し付けようとするとき。

（昭四四規則一六・昭四八規則七二・平七規則一三・平九規則七・平一九規則四九・

平一九規則八九・平二三規則二・一部改正）

第二章 取得

（取得前の措置）

第十条 県有財産を取得しようとするときは、部局長は、あらかじめ当該財産について私権の設定又は特殊の義務等の有無を調査しなければならない。

2 前項の調査によつて私権の設定等があるときは、所有者又は当該権利者からこれを消滅させ、又はこれについて必要な措置をしなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（財産の購入）

第十一条 部局長は、県有財産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類により記載事項等の一部を省略することができる。

- 一 購入しようとする理由
- 二 所在
- 三 土地については地目及び面積、建物については構造及び面積、その他の物件については種目及び構造数量等
- 四 購入予定価格及びその算定の基礎
- 五 相手方の住所及び氏名
- 六 予算額及び経費の支出科目
- 七 契約書案
- 八 字図写し、位置図、平面図その他関係図面
- 九 登記事項証明書又は登録簿等の謄本
- 十 その他必要な事項

（平二三規則一七・一部改正）

（寄附の受納）

第十二条 部局長は、財産の寄附を受納しようとするときは、寄附者に寄附申込書（第二号様式）を提出させ、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならぬ。ただし、財産の種類により記載事項等の一部を省略することができる。

一 受納しようとする理由

二 所在

三 土地については地目及び面積、建物については構造及び面積、その他の物件については種目及び構造数量等

四 評価額及びその算定の基礎

五 寄附しようとする者の住所及び氏名

六 寄附しようとする者が公共団体又はその他の法人である場合は、当該議決機関の議決書又はこれに代わる書類の写し

七 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

八 登記事項証明書又は登録簿等の謄本

九 その他必要な事項

2 部局長は、前項の規定により寄附受納の決定をしたときは、寄附受納通知書（第三号様式）によりその旨を当該寄附申込者に通知するものとする。

（平二三規則一七・一部改正）

（新築（造）又は増築）

第十三条 部局長は、建物又は船舶等を新築（造）し、又は増築しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。ただし財産の種類により記載事項等の一部を省略することができる。

一 新築（造）し、又は増築しようとする理由

二 所在

三 敷地の地目及び面積

四 敷地が果有地でない場合には、所有者の住所、氏名及び土地使用についての承諾書

五 建物の構造及び数量等（船舶にあつてはトン数）

六 予定価格及びその算定の基礎

七 予算額及び経費の支出科目

八 契約書案

九 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

十 その他必要な事項

(平二三規則一七・一部改正)

(権利の設定)

第十四条 部局長は、法第二百三十八条第一項第四号及び第五号に規定する権利を設定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。ただし、権利の性質により記載事項等の一部を省略することができる。

- 一 設定しようとする権利の名称及びその目的物の所在地
- 二 権利の目的物の数量及び種類等
- 三 権利の目的物の所有者の住所及び氏名
- 四 権利を設定しようとする理由
- 五 権利設定の期間
- 六 権利設定に要する経費及びその算定の根拠
- 七 経費の支出科目及び予算額
- 八 権利設定の契約書案

(平二三規則一七・一部改正)

(検査)

第十五条 部局長は、取得しようとする県有財産について、かし又は損傷がないかその他契約条項に合致しているかどうかを検査した後でなければ、当該財産の引渡しを受けてはならない。

(登記又は登録)

第十六条 部局長は、登記又は登録を要する県有財産を取得したときは、すみやかにその手続をしなければならない。

(代金の支払い)

第十七条 取得した県有財産の代金は、登記又は登録を要する財産については登記又は登録を完了した後に、その他の財産についてはその財産の引渡しを受けた後にこれを支払わなければならない。ただし、知事において特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第三章 管理

(注意義務)

第十八条 部局長は、その管理する県有財産につき、常にその現況を把握し、特に次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- 一 県有財産の維持、保存及び使用の適否

二 貸し付け、又は使用させた県有財産の使用状況及び貸付料又は使用料の適否

三 土地の境界

四 県有財産の増減とその証拠書類との符合

五 県有財産と登記事項証明書、県有財産台帳及びその附属図面との符合

六 県有財産台帳の記載事項の適否

(平二三規則一七・一部改正)

(県有財産台帳の整備)

第十九条 部局長は、その管理にかかる県有財産台帳（第四号様式）を備え、県有財産の種類に従い必要な事項を記載し、変動のあったときは、直ちに整理しておかなければならない。

2 前項に規定する県有財産台帳には、字図写し、位置図、平面図その他関係図面を添付しなければならない。

(台帳価格)

第二十条 県有財産を新たに取得した場合において、県有財産台帳に登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時の評価額、収用に係るものは補償金額、代物弁済に係るものは当該物件により弁済を受けた債権の額によるものとし、その他のものは次に掲げる区分によつて定めるものとする。

一 土地については、近傍類地の時価を考慮して算定した金額

二 立木竹については、適正な時価により評価した金額

三 法第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる財産及び建物については、製造費又は建築費。ただし、製造費又は建築費によることが困難なものは、見積価格

四 法第二百三十八条第一項第四号及び第五号に掲げる権利については、取得価格。ただし、取得価格によることが困難なものは、見積価格

五 法第二百三十八条第一項第六号及び第七号に掲げる財産のうち株式については、額面株式にあつては一株の金額、無額面株式にあつては発行価格、出資による権利については出資金額、その他のものについては額面金額

六 法第二百三十八条第一項第八号に掲げる財産の信託の受益権については、信託した財産の価格

(平元規則二・平三〇規則二九・令三規則三七・一部改正)

(台帳価格の改定)

第二十一条 部局長は、その所管に属する県有財産につき、五年ごとにその年の三月三十一

日の現況において、知事の定めるところによりこれを評価し、その評価額により県有財産の台帳価格を改定しなければならない。

（財産の種類表）

第二十二条 県有財産台帳に記入する財産の種類、種目及び数量の単位は、別表第一に掲げるとおりとする。

（変動理由用語）

第二十三条 県有財産台帳の記入に用いる変動理由用語は、別表第二に掲げるとおりとする。

（改築（造）又は移築）

第二十三条の二 部局長は、建物又は船舶等を改築（造）し、又は移築しようとするときは、知事の決裁を受けなければならない。

2 第十三条の規定は、前項の場合に準用する。

（昭四三規則六一・追加）

（普通財産の貸付け）

第二十四条 部局長は、普通財産を貸し付けようとするときは、借受けを希望する者に、県有財産貸付申請書（第五号様式）を提出させ、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。ただし、県有財産の種類により記載事項等の一部を省略することができる。

一 貸し付けようとする理由

二 土地については地目及び面積、建物については構造及び面積、その他の物件については種目及び構造数量等

三 貸付料及びその算定の根拠

四 貸付料納付の時期及び方法

五 貸付期間

六 相手方の住所及び氏名

七 貸付契約書案

八 無償又は減額貸付けをする場合は、その根拠及び理由

九 字図写し、位置図、平面図その他関係図面

十 相手方が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。第三十四条において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三十四条において同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

十一 その他参考となる事項

(平一九規則八九・平二三規則一七・平二四規則一〇・一部改正)

(貸付期間)

第二十五条 普通財産の貸付期間は、次に掲げる期間を超えてはならない。

- 一 植樹を目的として土地を貸し付ける場合は、四十年
- 二 建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合は、三十年。ただし、借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条の規定により借地権の存続期間を設定するときは、当該存続期間

三 前二号に規定する場合を除くほか、土地又は建物を貸し付ける場合は、五年

四 土地及び建物以外のものを貸し付ける場合は、五年

五 土地の定着物を土地とともに貸し付ける場合は、土地の貸付期間

2 前項の貸付期間は、前項第二号ただし書の場合を除き、これを更新することができる。この場合においては、更新の日から次の各号に定める期間を超えることができない。

- 一 前項第一号又は第三号から第五号までに該当するときは、当該各号に定める期間
- 二 前項第二号本文に該当するときは、十年。ただし、最初の更新にあつては、二十年（平七規則一三・平三〇規則二九・令三規則三七・一部改正）

(貸付料)

第二十六条 普通財産の貸付料は、知事が別に定める基準により算定した額とする。

2 貸付料は、定期に納付させなければならない。

(延滞料)

第二十七条 部局長は、普通財産の借受人が貸付料を納付期日までに納付しなかったときは、当該納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額に年十四・六パーセントの率を乗じて得た額の延滞料を徴収しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(昭四五規則五七・一部改正)

(契約書の作成)

第二十八条 部局長は、普通財産の貸付契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項（県有財産の種類により必要のない事項を除く。）を記載した契約書を作成しなければならない。

一 貸付財産の表示

二 貸付財産の使用目的及び使用上の制限に関すること。

- 三 貸付期間及びその更新に関すること。
- 四 貸付料及びその改定に関すること。
- 五 貸付料の納付方法及び納付期日に関すること。
- 六 権利の譲渡の禁止に関すること。
- 七 転貸の禁止に関すること。
- 八 修繕等の義務負担に関すること。
- 九 契約解除に関すること。
- 十 貸付財産の返還に関すること。
- 十一 原形回復及び損害賠償に関すること。
- 十二 既納の貸付料の還付に関すること。
- 十三 その他必要な事項

(貸付期間の延長及び更新)

第二十九条 部局長は、貸付財産の貸付期間を延長し、又は更新しようとするときは、当該借受人に県有財産貸付期間延長（更新）承認申請書（第六号様式）を貸付期間満了の一月前までに提出させなければならない。

(使用目的の変更又は原形変更の承認)

第三十条 部局長は、現に貸付けをしている普通財産の使用目的の変更又は原形変更の承認をしようとするときは、あらかじめ当該借受人の使用目的変更承認申請書（第七号様式）又は原形変更承認申請書（第八号様式）を提出させ、変更前の契約書を添付して知事の決裁を受けなければならない。

(貸付台帳)

第三十一条 部局長は、普通財産の貸付状況を明らかにするため、県有財産貸付台帳（第九号様式）を備え、貸付財産に異動を生じた場合には、そのつど整理しなければならない。

(保証人)

第三十二条 部局長は、普通財産を貸し付ける場合において必要があるときは、当該借受人に相当な担保を提供させ、又は適当と認めた者を連帯保証人として立てさせなければならない。

2 部局長は、連帯保証人の変更を承認しようとするときは、あらかじめ当該借受人及び連帯保証人に県有財産借受連帯保証人変更申請書（第十号様式）を提出させなければならない。

3 部局長は、借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく当該借受

人又は連帯保証人に県有財産借受人（連帯保証人）住所（氏名）変更届（第十号様式の二）を提出させなければならない。

（昭四三規則六一・一部改正）

（借受人変更の届出）

第三十三条 部局長は、相続又は法人の合併により、貸付財産に関する権利の承継があつたときは、すみやかに当該承継人に借受人変更届（第十一号様式）に証拠となる書類を添えて提出させなければならない。

（行政財産の貸付けへの準用）

第三十三条の二 第二十四条から前条までの規定は、行政財産を貸し付ける場合に準用する。

（平一九規則八九・追加）

（行政財産の使用許可）

第三十四条 部局長（教育長を除く。）は、行政財産の使用を許可しようとするときは、使用を希望する者に行政財産使用許可申請書（第十二号様式）を提出させ、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。

一 使用許可の理由

二 土地については地目及び面積、建物については構造及び面積、その他の物件については種目及び構造、数量等

三 使用料及びその算定の基礎（減免するときはその理由）

四 収入科目

五 使用期間

六 相手方の住所及び氏名

七 行政財産使用許可書案

八 相手方が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

九 その他参考となる事項

（平二三規則一七・平二四規則一〇・一部改正）

（使用許可書の交付）

第三十五条 部局長は、行政財産の使用を許可したときは、行政財産使用許可書（第十三号様式）を申請者に交付しなければならない。

（使用料の徴収時期の特例）

第三十五条の二 次の各号に掲げる使用料は、大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）第四条第三項に規定する規則で定めるものとし、当該各号に掲げ

る日まで徴収するものとする。

一 国及び他の地方公共団体に対する行政財産の使用許可に係る使用料のうち使用許可の期間が二以上の会計年度にわたるものに係るもの（初年度に係るものを除く。） 四月三十日

二 国及び他の地方公共団体に対する行政財産の使用許可に係る使用料のうち四月一日から四月十六日までの間にその使用を開始するものに係るもの 四月十五日

（平一七規則一二〇・追加、令三規則九四・一部改正）

（使用料の不還付）

第三十五条の三 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（令二規則一三・追加）

（使用許可の期間）

第三十六条 行政財産の使用許可の期間は、三年を超えてはならない。

2 部局長は、行政財産の使用目的が次の各号の一に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、使用許可の期間を五年を超えない範囲で定めることができる。

一 電信又は電話の事業

二 電気又はガス供給の事業

三 上水道又は下水道の事業

四 前三号に掲げるもののほか、総務部長が特に必要があると認めるもの

（昭四六規則三一・平七規則一三・平一九規則四九・一部改正）

（使用許可台帳）

第三十六条の二 部局長は、行政財産の使用許可状況を明らかにするため、行政財産使用許可台帳（第十三号様式の二）を備え、第三十五条及び第三十八条の事項をその発生のつど整理しなければならない。

（昭四六規則三一・追加）

（使用許可の更新）

第三十七条 部局長は、行政財産の使用期間を更新しようとするときは、使用者に使用期間更新申請書（第十四号様式）を使用期間満了の一月前までに提出させなければならない。

（準用規定）

第三十八条 第三十条の規定は、行政財産の使用許可の場合に準用する。

（災害等の届出）

第三十九条 部局長は、天災地変その他の事故により貸付財産に変動を生じたときは、すみやかに当該借受人に財産災害届（第十五号様式）に証拠となる書類を添えて提出させなければならない。

（変動報告）

第四十条 部局長は、その所管する県有財産に変動があつたときは、当該財産の台帳記載事項に変動理由を附記のうえ、すみやかに総務部長に報告しなければならない。

（昭四四規則一六・昭四八規則七二・平一九規則四九・一部改正）

（現況報告）

第四十一条 企業管理者は、その所管する県有財産について、毎年三月三十一日現在における現況報告書（第十六号様式）を五月二十日までに総務部長に提出しなければならない。

（昭四四規則一六・昭四八規則七二・平元規則二・平一四規則八三・平一九規則四

九・平二三規則二・一部改正）

（滅失又は損傷の報告）

第四十二条 部局長は、天災その他の事故により、県有財産が滅失し、又は損傷したときは、県有財産滅失（損傷）報告書（第十七号様式）を総務部長に提出しなければならない。

（昭四四規則一六・昭四八規則七二・平一九規則四九・一部改正）

第四章 処分

（処分の手続）

第四十三条 部局長は、普通財産を処分（取壊しを除く。）しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分方法により記載事項等の一部を省略することができる。

- 一 処分しようとする理由
- 二 土地については地目及び面積、建物については構造及び面積、その他の物件については種目及び構造、数量等
- 三 処分予定価格及びその算定の基礎
- 四 予算額及び収入科目
- 五 代金納付の方法及び時期
- 六 処分の方法
- 七 相手方の住所及び氏名
- 八 譲与し、又は減額譲渡する場合は、その理由及び根拠
- 九 契約書案

十字図写し、位置図、平面図その他関係図面

十一 その他参考となる事項

(平二三規則一七・一部改正)

(建物等の取壊し)

第四十四条 部局長は、建物等の取壊しをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。

- 一 取り壊す理由
- 二 所在、種目、構造及び面積
- 三 取り壊す財産の沿革
- 四 取壊しに要する経費及び撤去費の予定価格
- 五 取壊し後の物件及び敷地の処置
- 六 位置図、平面図その他関係図面
- 七 その他参考となる事項

(平二三規則一七・一部改正)

(交換の手續)

第四十五条 部局長は、普通財産を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類により記載事項等の一部を省略することができる。

- 一 交換しようとする理由
- 二 取得しようとする土地については地目及び面積、建物については構造及び面積、その他の物件については種目及び構造、数量等
- 三 交換に供しようとする土地については種目及び面積、建物については構造及び面積
- 四 交換しようとするそれぞれの財産の評価額及びその算定の基礎
- 五 相手方の住所及び氏名
- 六 交換差金があるときは、その額、納入又は支払の方法及び時期、予算額並びに収入(支出)科目
- 七 契約書案
- 八 取得しようとする財産の登記事項証明書又は登録簿等の謄本
- 九 字図写し、位置図、平面図その他関係図面
- 十 その他参考となる事項

(平二三規則一七・一部改正)

（信託の手続）

第四十六条 部局長は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。次条において同じ。）を信託しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は添付して知事の決裁を受けなければならない。

- 一 当該普通財産の県有財産台帳記載事項及び信託しようとする部分の数量
- 二 信託の受託者の住所及び氏名
- 三 信託しようとする理由
- 四 信託の目的
- 五 信託期間
- 六 契約の方法及びその理由
- 七 信託の収支見積り
- 八 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額
- 九 信託の事業計画及び資金計画
- 十 契約書案
- 十一 字図写し、位置図、平面図その他関係図面
- 十二 その他参考となる事項

（平元規則二・追加、平二三規則一七・一部改正）

（契約書の作成）

第四十七条 部局長は、普通財産である土地の信託契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- 一 信託の委託者及び受託者の住所及び氏名
- 二 信託の目的
- 三 信託される土地の概要
- 四 信託期間
- 五 信託財産の管理及び処分に関すること。
- 六 信託の受託者の行う当該信託に係る資金の借入れに関すること。
- 七 信託の受託者が信託財産に係る売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合の契約の方法に関すること。
- 八 信託の収益、費用、信託報酬及び信託配当に関すること。
- 九 信託の計算の時期及び信託配当の交付に関すること。
- 十 信託の受託者の行う報告に関すること。

十一 契約解除に関する事。

十二 信託終了の際の最終計算及びその報告並びに信託財産の返還に関する事。

十三 その他必要な事項

(平元規則二・追加)

(延納の利率)

第四十八条 部局長は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十九条の七第二項の規定により延納を認めようとするときは、延納をしようとする者に県有財産／買受代金／交換差金／延納申請書(第十八号様式)を提出させ、知事の決裁を受けなければならない。

2 延納の利率は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 分譲することを目的として取得し、造成し、又は建設した土地又は建物の所要経費を起債によつた場合は、当該起債の利率

二 林産物の伐採を条件とする売払いの場合は、年六・五七パーセント

三 前二号に該当する場合を除き、当該財産の払下げを受ける者が公益目的に供する場合
は、年六・四九七パーセント

四 その他の場合は、年七・三パーセント

(昭四四規則四五・昭四五規則五七・一部改正、平元規則二・旧第四十六条繰下・

一部改正、平二八規則二七・一部改正)

(延納の取消し等)

第四十九条 部局長は、延納の承認を受けた者が、納付期日までに納付すべき延納代金及び利息を完納しない場合には、その未納に係る部分について第二十七条の規定に準じ延滞料を徴するほか、事情により延納の承認を取り消さなければならない。

2 部局長は、前項の規定により延納の承認を取り消したときは、遅滞なく、未納の延納代金及びその利息を一時に支払わせなければならない。

(昭四三規則六一・一部改正、平元規則二・旧第四十六条繰下・一部改正)

(委任)

第五十条 この規則に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

(平元規則二・旧第四十八条繰下)

附 則

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 大分県県有財産条例施行規則(昭和三十四年大分県規則第三十八号)及び大分県県有財

産事務取扱規程（昭和三十四年大分県訓令第四号）は、廃止する。

附 則（昭和四三年規則第二〇号）抄

1 この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第六一号）

この規則は、昭和四十三年八月十五日から施行する。

附 則（昭和四四年規則第一六号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年規則第五七号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和四八年規則第七二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第一三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成四年八月一日前に行われた改正前の大分県県有財産規則第二十五条第一項第二号の規定による土地の貸付けに係る契約の更新については、改正後の大分県県有財産規則第二十五条第二項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成九年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第八三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第八七号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第八九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一〇号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第四四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二九号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、令和二年二月二十七日から適用する。

附 則（令和二年規則第二二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。
附 則（令和三年規則第三七号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。
附 則（令和三年規則第九四号）

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

○利率等の表示の年利建て移行に関する規則（抄）

昭和四十五年九月二十九日
大分県規則第五十七号

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第十九条 第一条から第三条まで、第五条、第七条から第十四条まで及び前条の規定による改正後の規則の規定に定める延納利息、延滞金、違約金、加算金、遅延賠償金その他これらに類するものの額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、じゆん年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

別表第一（第二十二条関係）

（平一四規則八三・全改、平三〇規則二九・一部改正）

県有財産種類表

種類	種目	数量単位	摘要
土地	田	平方メートル	土地の種目は、主に不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第九十九条による地目を種目として区分したものである。
	畑	〃	
	宅地	〃	
	塩田	〃	
	鉱泉地	〃	
	池沼	〃	
	山林	〃	
	牧場	〃	
	原野	〃	
	墓地	〃	
	境内地	〃	
	運河用地	〃	

えん堤	基	る。
防波堤及び堤防	メートル	
土留	〃	
岸壁	〃	
トンネル	〃	
碑塔	個	建物に含まない納骨堂等を含み、一箇所をもつて一個とする。
橋梁 ^{りょう} （栈橋 ^{さん} ）	〃	
橋梁 ^{りょう} （陸橋）	〃	
射場	メートル	
水門	個	水門、開閉水門、巻上げ水門等を含めて一箇所をもつて一個とする。
門及び囲障（かい）	メートル	
舗床	平方メートル	
貯槽	個	水槽、貯油槽（ガソリンスタンドを含む）、ガスタンク、薬品タンク等一箇所をもつて一個とする。
電柱	本	電信、電力柱（無線電信柱を含む）等
築庭	個	
庭木	本	
灯台	個	広告塔、警報塔、望楼等のほか鉄柱を含む。
鉄塔やぐら	〃	
避雷針	〃	
煙突	〃	
かまど及び炉	〃	よう解炉、焼窯、各種焼却炉等一式をもつて一個とする。

昇降機	〃	
水路	メートル	送水路、集水路、暗渠、インクライル等を包括する。
管渠 （ミナミ）	〃	上水道、下水道、工業用水道の管渠 （ミナミ） を包括する。
気送管路	〃	転路装置を含む。
軌道及び索道	〃	
空気供給管路	〃	
水道設備	個	
下水設備	〃	
ガス装置	〃	
消火装置	〃	
浄化装置	〃	
照明装置	〃	
警報装置	〃	
通信装置	〃	
通風装置	〃	
冷暖房装置	〃	各種冷暖房装置の施設一切を包括し、一式をもつて一個とする。
諸作業装置（起重機）	〃	軌道上を移動する起重機を含む。
諸作業装置（電動装置）	〃	各一式をもつて一個とする。
諸作業装置（発電装置）	〃	発電所施設の発電機械器具などを包括し、一式をもつて一個とする。
立標	〃	量水標、信号標（シグナル等を含む）等
電信電話電力線路（屋内線路）	メートル	
電信電話電力路線	〃	

立木竹等	立木 県有林 県行造林	築庭 庭木 舗床 かこい 土留 その他の工作物 水道設備 下水設備 浄化槽 照明装置 消火装置 警報装置 避雷針 その他の工作物	個 〃 メートル 平方メートル 本 個	築山、置石、泉水（噴水塔を含む） 等 主として観賞用樹木 コンクリート、れんが、石畳等 さく、へい、生垣等で簡易なもの 石垣、土留など土地形成上必要な工 作物 その他土地に付属した物で独立のも の	井戸、掲示場等のほか、以上の種目 に属しないものを包括し、各一箇所 にもつて一個とする。 判別が不可能なもの等

動産等	船舶（汽船）	隻	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十条に規定する総トン数二十トン未満の船舶及び端船その他櫓（かいら）のみをもつて運転し、又は主として櫓（かいら）をもつて運転する船は除外する。
航空機	機		ヘリコプター、ジャイロプレーン、ジャイロダイン、飛行船等を包括する
浮標	個		
浮棧橋	〃		
物権等	地上権 地役権 鉱業権 砂鉱権 ダム使用権 温泉権 その他の物権	平方メートル 〃 〃 〃 立方メートル 〃 件 〃	
無体財産権等	特許権 著作権 商標権 実用新案権 種苗法（平成十年法律第八十三号）による権利 その他の無体財産権	件 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
有価証券、出資による権利等	株券 社債券 地方債証券	株 口 〃	

	出資による権利 出資証券 国債 その他の証券	
不動産の信託の受益権	不動産の信託の受益権	〃
益権	益権	〃

別表第二(第二十三条関係)

(平一四規則八三・全改、平一九規則四九・一部改正)

県有財産変動理由用語												
分類		増		減		摘要						
各種類に共通		購入	売却									
寄附受納												
売却の取消し及び解除	譲与	民法上の取消原因が発生し、売却（譲与）の取消しをしたとき。										
譲与の取消し及び解除	譲与	民法上の解除原因（民法第五四一条、第五四三条）が発生したとき。契約において特約をしたことにより売払（譲与）の解除をしたとき。										
県に帰属		没収、取得時効その他の政令の規定によつて県有となつたとき。										
代物弁済	出資	根拠となる契約又は政令などを附記する。										
引受け		用途を廃止した財産を他の部局長から総務部長が引き受けたとき。										
	引継ぎ	用途を廃止した財産を他の部局長又は総務部長へ引継ぎをしたとき。										
登載もれ												
報告もれ	報告もれ											
返戻	返還	法令又は契約により返還したとき又は返戻のあったとき。										
誤記訂正	誤記訂正	既に台帳に登録済み又は報告済みであるものに										

[illegible]

工作物					建 物																			
				交換	解除・信託終了	信託取消・信託		従物移(改)設	従物新增設	移転	復旧			移築	改築	増築	新築			交換	造成	国土調査	地積更正	
撤去	取壊し	焼失	喪失	交換		信託	従物除去	従物移(改)設		移転			撤去	取壊し	移築	改築			焼失	喪失	交換		国土調査	地積更正
										原形を維持して、その位置を変更したとき。	天災、火災等により、そのままでは使用に耐えなくなつたもので、台帳から削除した鉄骨、鉄筋コンクリート造等の建物、工作物その他を復旧したとき。	撤去材を廃棄するとき。	取壊し材を物品に編入するとき。	建物の全部又は一部を取り壊して主としてその材料を使用し、異なる位置に建築したとき。	建物の全部又は一部を取り壊して主としてその材料を使用し、更に元の位置に再築したとき。							造成により数量が増加したとき。	国土調査により数量に増減が生じたとき。	測量以外の方法により数量に増減が生じたとき。

動産等																		立木竹等							
				交換		自然増	林齢移行	信託取消・信託解除・信託終了		実査				移植	新植			交換	解除・信託終了	信託取消・信託		移設	増設	新設	復旧
撤去	取壊し	焼失	喪失	交換	自然災害		林齢移行		信託	実査	払下げ	伐採	盗伐			焼失	喪失	交換		信託	移設				
					災害等により材積及び本数の数量に減少が生じたとき。		林齢移行により材積及び本数の数量に増減が生じたとき。			実査の結果、台帳登載の在積に増減があったとき。															

信託の受	不動産の												無体財産 権等				物権等							
		信託	統廃合			再交付	無償交付	増資	出資			出資金回収			登録	出願			設定		改測	属具取付け	改造	新造
解除・信託終了	信託取消・信託	統廃合	株式償却	株式併合				資本減少	能 出資金回収不	出資金回収	焼失	喪失				消滅	喪失	喪失	消滅 (何々により)	改測	属具除去	改造		
		とき。 出資団体等の統廃合に伴い、数量に増減が生じた	資本の減少を伴うものは含まない。	資本の減少を伴うものは含まない。											特許出願をしたとき。					修繕、模様替え等により積量に変更を生じたとき。		全面的に改装し、又はその一部を取り壊して改造したとき。		

益
權

第1号様式(第5条、第6条の2関係)

県 有 財 産 引 継 書

第 年 月 日 号

引継者職氏名
引受者職氏名

次のとおり県有財産を引き継ぎます。

財 産 の 表 示	引継前の用途	引 継 後 の 用 途 (廃止の理由)	備 考

添付書類 1 当該県有財産台帳の写し
2 関係書類の写し

第2号様式(第12条関係)

寄 附 申 込 書

年 月 日

大分県知事 殿

申込人 住 所
氏 名

下記のとおり財産を寄附したいので申し込みます。

記

1 寄附しようとする理由

2 寄附財産の表示

- (1) 財産の種別
- (2) 所 在 地
- (3) 土地地目又は建物等の種類・構造
- (4) 数量又は面積

3 寄附財産の時価見積額

4 寄附に条件を付す場合の内容

5 添付書類

登記事項証明書(登記簿謄本)、位置図、公図(字図)等参考となる書類

第3号様式(第12条関係)

寄 附 受 納 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日申込みのありました次の財産の寄附をお受けいたします。

寄附財産の表示

第4号様式(その1)(第19条関係)
土地明細台帳

口座名	口座番号		所屬名		
所 在	分 類		使用 許 可・貸付		未利用地

[illegible]

[illegible]

第1号様式(その2) (第19条関係)
建物明細台帳

口座名		口座番号		所属名			
所 在		分 類			使 用 許 可・貸付	未利用	

明細番号	所在地	種 目	用 途	構 造		耐用年数 残存率	延面積(㎡)	価格(千円)	建築年月日		火災共済 加入状況	従 物
				造	階				屋根	竣工年月日		
						年						
						%						
						年						
						%						
						年						
						%						
						年						
						%						
						年						
						%						
						年						
						%						
						年						
						%						
						年						
						%						

[illegible]

第4号様式(その3)(第19条関係)

工作物明細台帳

口座名

口座番号

所屬名

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第4号様式(その5)(第19条関係)

船舶明細台帳

口座名	口座番号	所属名	
-----	------	-----	--

名称				付 属 品		備 考
用途	船体材料		船体製造者			
船籍港	長さ (m)		竣工年月日			
登録年月日	幅 (m)		進水年月日			
登録番号	深さ (m)		取得年月日			
信号符号	速力 (ノット)		最大搭載人員 (人)			
航行区域	出力 (ps)		現在価格 (千円)			
	トン数 (t)					

主機の種類・形式

[illegible]

第1号様式(その6) (第19条関係)

航空機明細台帳

口座名	口座番号	所属名	
備考			

明細番号	名称	用途	
種目	構造	耐用年数(年)	
材質	国籍記号	登録記号	
航空証明書番号	配置場所		
製造年月日	製造者	製造番号	
形式	機体	翼	
乗員数(人)	巡航速度 (km/h)	全長 (m)	
	全幅 (m)	全備重量 (t)	
発動機製造年月日	発動機製造者	発動機形式	
発動機出力 (ps)	現在価格 (千円)		
主要設備及び属具			

[illegible]

治 革 浮標／浮標明細台帳									
明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由					治 革	

第4号様式(その8)(第19条関係)
物権明細台帳

口座名	口座番号	所属名

[illegible]

[illegible]

治 革 無体財産権明細台帳									
明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由					治 革	

第4号様式(その10)(第19条関係)
有価証券・出資による権利明細台帳

口座名		口座番号		所属名	
-----	--	------	--	-----	--

[illegible]

治 革		有価証券・出資による権利明細台帳					治 革	
明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由					

第1号様式(その11) (第19条関係)
不動産の信託の受益権明細台帳

口座名		口座番号		所属名		
-----	--	------	--	-----	--	--

明細番号	信託財産の所在地					
	信託の目的					
	信託者					
	収益計算の時期					
	信託期間					
	土地公簿面積(㎡)		土地実測面積(㎡)		土地価格(千円)	
	土地定着物					
	建物構造		建物延面積(㎡)		建物価格(千円)	
	建築年月日		増改築年月		登記年月日	
	信託財産の所在地					
	信託の目的					
	信託者					
	収益計算の時期					
	信託期間					
	土地公簿面積(㎡)		土地実測面積(㎡)		土地価格(千円)	
	土地定着物					
	建物構造		建物延面積(㎡)		建物価格(千円)	
	建築年月日		増改築年月		登記年月日	

沿 革		不動産の信託の受益権明細台帳				沿 革	
明細番号	履歴番号	変動年月日	変動理由				
		</					

県 有 財 産 貸 付 申 請 書

年 月 日

大分県知事

殿

申 請 人 住 所
(ふりがな)
氏 名
生年月日 年 月 日 (男・女)

連帯保証人 住 所
(ふりがな)
氏 名
生年月日 年 月 日 (男・女)
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり県有財産を借り受けたいので、貸し付けてくださるよう申請します。

財産の表示	使用目的	借受希望期間	備 考

添付書類 1 希望場所の字図写し、位置図、平面図その他関係図面
2 使用計画に関する書類
※ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□内にし印を記入すること。

(裏面)

誓 約

申請人及び連帯保証人は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請人又は連帯保証人が大分県と行う他の契約
における確認に利用することに同意します。

記

- 申請人 ☐ ・連帯保証人 ☐
- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となつている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 申請人 ☐ ・連帯保証人 ☐
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

県有財産貸付期間延長(更新)承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申 請 人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日 (男・女)

連帯保証人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日 (男・女)

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり県有財産の貸付期間の延長(更新)を承認してくださいと申請します。

財 産 の 表 示	貸 付 期 間 終了年月日	延 長 (更 新) 終了年月日	備 考

※ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□内にレ印を記入すること。

(裏面)

誓 約

申請人及び連帯保証人は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請人又は連帯保証人が大分県と行う他の契約
における確認に利用することに同意します。

記

- 申請人 ☐ ・連帯保証人 ☐
- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となつている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 申請人 ☐ ・連帯保証人 ☐
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

使用目的変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

借 受 人 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり借受財産の使用目的を変更したいので、承認してくださるよう申請します。

財 産 の 表 示	借 受 期 間	使 用 目 的		変更しようとする理由
		変 更 前	変 更 後	

原 形 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

借 受 人 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり借受財産の原形を変更したいので、承認してくださいよう申請します。
なお、契約期間の満了その他の理由により返還するときは、原形を変更した部分の原
状回復その他必要な処置について、県の指示に従うことを誓約します。

財 産 の 表 示	借受期間	使用目的	原形変更を必 要とする理由	概 況	備 考

添付書類 原形変更をしようとする部分の配置図及び平面図

第10号様式(第32条関係)

県有財産借受連帯保証人変更申請書

年 月 日

大分県知事

殿

借 受 人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日 (男・女)

(新)連帯保証人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日 (男・女)

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり連帯保証人の変更を承認してくださるよう申請します。

借受財産の表示	契約締結年月日及び借受期間	使用目的	借受料金の	新旧連帯保証人の住所及び氏名	変更の理由

※ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□内にし印を記入すること。

(裏面)

誓 約

借受人及び連帯保証人は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請人又は連帯保証人が大分県と行う他の契約
における確認に利用することに同意します。

記

- 借受人 ☐ ・連帯保証人 ☐
- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 借受人 ☐ ・連帯保証人 ☐
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

第10号様式の2(第32条関係)

県有財産借受人(連帯保証人)住所(氏名)変更届

年 月 日

大分県知事 殿

住所
借受人 氏名

住所
連帯保証人 氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり借受人(連帯保証人)の住所(氏名)を変更しましたので、お届けします。

借 受 財 産 の 表 示	借 受 期 間	従 前 の 住 所 (氏 名)	備 考

(裏面)

誓 約

承継人は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、承継人が大分県と行う他の契約における確認に
利用することに同意します。

記

承継人 ☐

1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となつている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

承継人 ☐

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

第12号様式(第34条関係)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年

月

日

(男・女)

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり行政財産の使用を許可してくださいよう申請します。

財産の表示	使用目的	使用希望期間	備 考

添付書類 1 希望場所の見取図又は配置図

2 使用計画に関する書類

※ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□内にし印を記入すること。

(裏面)

誓 約

申請人は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請人が大分県と行う他の契約における確認に
利用することに同意します。

記

申請人 ☐

1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となつている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

申請人 ☐

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

第13号様式(第35条関係)

行政財産使用許可書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日をもつて申請のありました行政財産の使用について、次のとおり許可します。

財産の表示	
指定する用途	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
使用料納入期限	年 月 日まで
その他	

許可条件

第1条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもつて、行政財産を使用しなければなりません。

第2条 使用者は、使用物件に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければなりません。

第3条 使用者は、許可を受けている建物等に常時使用する職員がいる場合は、その人数に変更があればその都度報告しなければなりません。

第4条 使用物件は、県が指定する用途以外に使用することはできません。

2 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面をもつて承認を受けなければなりません。

第5条 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

- (1) 使用者が、許可条件に違反したとき。
- (2) 県において、使用物件を必要とするとき。
- (3) 使用者が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

第7条 使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、知事の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければなりま

せん。ただし、特に知事が承認したときは、使用物件を原状に回復する必要はありません。

第8条 使用者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、前条の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

第9条 地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき使用許可を取り消した場合において、その取消しにより使用許可を受けた者に損失が生じても、県は、その損失を補償しません。

第10条 使用許可財産について支出した有益費、必要費その他の費用については、県に請求することができません。

第11条 使用者は、使用許可を受けている範囲内での事故等の発生については、使用者の管理責任において処理しなければなりません。

第14号様式(第37条関係)

使 用 期 間 更 新 申 請 書

年 月 日

大分県知事

殿

申請人

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年

月

日

(男・女)

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり県有財産の使用期間の更新を許可してくださいよう申請します。

財 産 の 表 示	当初使用期間 終了年月日	更新希望期間	備 考

※ 申請に当たつては、裏面の誓約を確認の上、□内にし印を記入すること。

(裏面)

誓 約

申請人は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、申請人が大分県と行う他の契約における確認に
利用することに同意します。

記

申請人 ☐

1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となつている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

申請人 ☐

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

第15号様式(第39条関係)

財 産 災 害 届

年 月 日

大分県知事 殿

借受人 住所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり借受財産に災害がありましたのでお届けします。

財産の 表示	借 期 受 間	事 故 発 生 の 時 日	原 因	被 害 の 状 況	被 害 額	応 急 措 置	備 考

- 添付書類 1 証拠となる書類等
2 被害状況写真
3 その他

第17号様式(第42条関係)

県有財産滅失(損傷)報告書

第 号
年 月 日

総務部長

部局長職氏名

次のとおり当部局所属の県有財産が滅失(損傷)したので報告します。

財産の 示	事故発生 の年月日	事故の 原因	被害		復旧の 可否	応急措置 状況	備考
			被 数 量	金 額			

第1号様式（第5条、第6条の2関係）

（昭50規則62・平23規則2・令3規則37・一部改正）

第2号様式（第12条関係）

（平23規則17・全改、令3規則37・一部改正）

第3号様式（第12条関係）

（平23規則17・全改）

第4号様式（その1）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その2）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その3）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その4）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その5）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その6）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その7）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その8）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その9）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その10）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第4号様式（その11）（第19条関係）

（平14規則83・全改）

第5号様式（第24条関係）

（平24規則10・全改、令3規則37・一部改正）

第6号様式（第29条関係）

(平24規則10・全改、令3規則37・一部改正)
第7号様式 (第30条関係)

(昭50規則62・平24規則10・令3規則37・一部改正)
第8号様式 (第30条関係)

(昭50規則62・平24規則10・令3規則37・一部改正)
第9号様式 (第31条関係)

(平14規則83・全改、平19規則89・一部改正)
第10号様式 (第32条関係)

(平24規則10・全改、令3規則37・一部改正)
第10号様式の2 (第32条関係)

(昭43規則61・追加、昭50規則62・平24規則10・令3規則37・一部改正)

第11号様式 (第33条関係)

(平24規則10・全改、令3規則37・一部改正)

第12号様式 (第34条関係)

(平24規則10・全改、令3規則37・一部改正)

第13号様式 (第35条関係)

(昭46規則31・昭50規則62・平元規則2・平7規則13・平24規則10・一部改正)

第13号様式の2 (第36条の2関係)

(平14規則83・全改)

第14号様式 (第37条関係)

(平24規則10・全改、令3規則37・一部改正)

第15号様式 (第39条関係)

(昭50規則62・平24規則10・令3規則37・一部改正)

第16号様式 (第41条関係)

(昭50規則62・平元規則2・平6規則7・令3規則37・一部改正)

第17号様式 (第42条関係)

(昭44規則16・昭48規則72・昭50規則62・平19規則49・令3規則37・一部改正)

第18号様式 (第48条関係)

(昭50規則62・平元規則2・平24規則10・令3規則37・一部改正)